

# 労働者派遣事業に係わる情報提供

対象期間 2024年10月1日から

2025年9月30日まで

## 1 派遣労働者の数

派遣労働者の数	99 (人)
---------	--------

## 2 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

派遣先の実数（事業年度あたりの事業所数）	17 (件)
----------------------	--------

## 3 派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

労働者派遣に関する料金の額の平均額（1日8時間あたりの額）	17,256 (円)
派遣労働者の賃金の額の平均額（1日8時間あたりの額）	11,477 (円)
マージン率	33.5 (%)

※マージンには、派遣労働者の社会保険料、有給休暇費用、福利厚生費や教育訓練費なども含まれています。

## 4 教育訓練に関する事項

社内で訓練を実施しています。

キャリアアップに資する教育訓練計画については、別紙をご確認ください。

## 5 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

・福利厚生等	: 社会保険、有給休暇、育児・介護休業、看護休暇、定期健康診断
・各種サポート	: キャリアカウンセリング、相談専用窓口の設置

## 6 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結。（協定書有効期間終期 令和8年3月31日）

雇用する全ての派遣労働者に適用。